

(お知らせ)

米軍再編に係る訓練移転の拡充について

平成23年1月20日

防 衛 省

平成22年5月28日の「2+2」共同発表に基づき、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することについて協議を行ってきましたところ、本日(1月20日)、日米合同委員会において、航空機訓練移転のグアム等への拡充について次のとおり合意しました。

【日米合同委員会合意概要】

1 目的

- (1) 二国間の相互運用性を向上させる必要性に沿った訓練移転を実施するとともに、航空機訓練移転元となる米軍航空施設における訓練活動の影響を軽減する。
- (2) 二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充し、航空機訓練移転の改善を含む沖縄県外における二国間及び単独の訓練の拡充を通じ、嘉手納における更なる騒音軽減を図る。

2 内容

- (1) 現行の航空機訓練移転及び拡充された航空機訓練移転の新たな移転先として、米国政府の施政の下にある領域を追加する。
- (2) 上記に係る訓練移転の内容は次のとおりである。
 - a 訓練には、日米両政府間での調整に基づき、共同訓練、米側による単独訓練、又はその両者が含まれ得る。
 - b 訓練には、空対地訓練及び双方が合意したその他の訓練が含まれ得る。
 - c 1回当たりの米国戦闘機の数は、最大20機程度とする。
 - d 訓練移転を支援する米国航空機の機種は、空中給油機、輸送機、AWACSを含むがこれに限定されない。
 - e 1回当たりの飛行訓練日数は、最大20日間程度とする。当該日数については、航空機の展開・撤収は含まれない。訓練計画は日米両政府間で調整される。

- 3 訓練移転の拡充に係るその他の内容や具体的な実施に向けた詳細については、引き続き、日米両政府間で調整される。

以 上

問合せ先：
防衛省地方協力局地方調整課訓練調整室
室 長 山 田 幸 一
： 03-3268-3111(内線36264)

嘉手納等からの航空機の訓練移転の拡充

現行の訓練移転

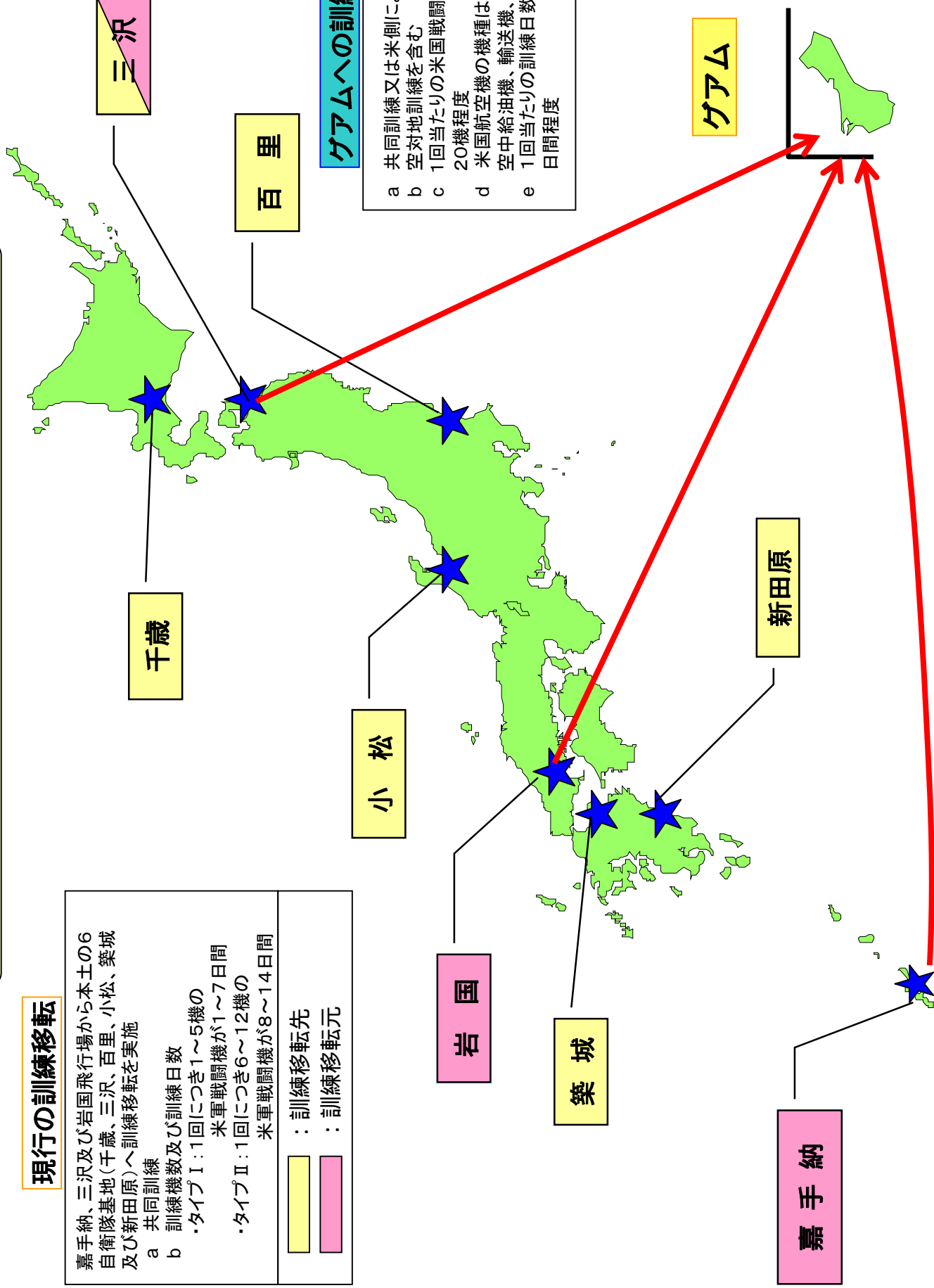
嘉手納、三沢及び岩国飛行場から本土の6自衛隊基地(千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原)へ訓練移転を実施

- a 共同訓練
訓練機数及び訓練日数
- b タイプI: 1回につき1~5機の米軍戦闘機が1~7日間の訓練移転を実施
- c タイプII: 1回につき6~12機の米軍戦闘機が8~14日間の訓練移転を実施

: 訓練移転先
 : 訓練移転元

グアムへの訓練移転

- a 共同訓練又は米側による単独訓練
- b 空対地訓練を含む
- c 1回当たりの米軍戦闘機の数は、最大20機程度
- d 米軍航空機の機種は、戦闘機に加え、空中給油機、輸送機、AWACSを含む
- e 1回当たりの訓練日数は、最大20日間程度



ギンバル訓練場の返還に伴う建物等移設工事



キャンプ・ハンセン

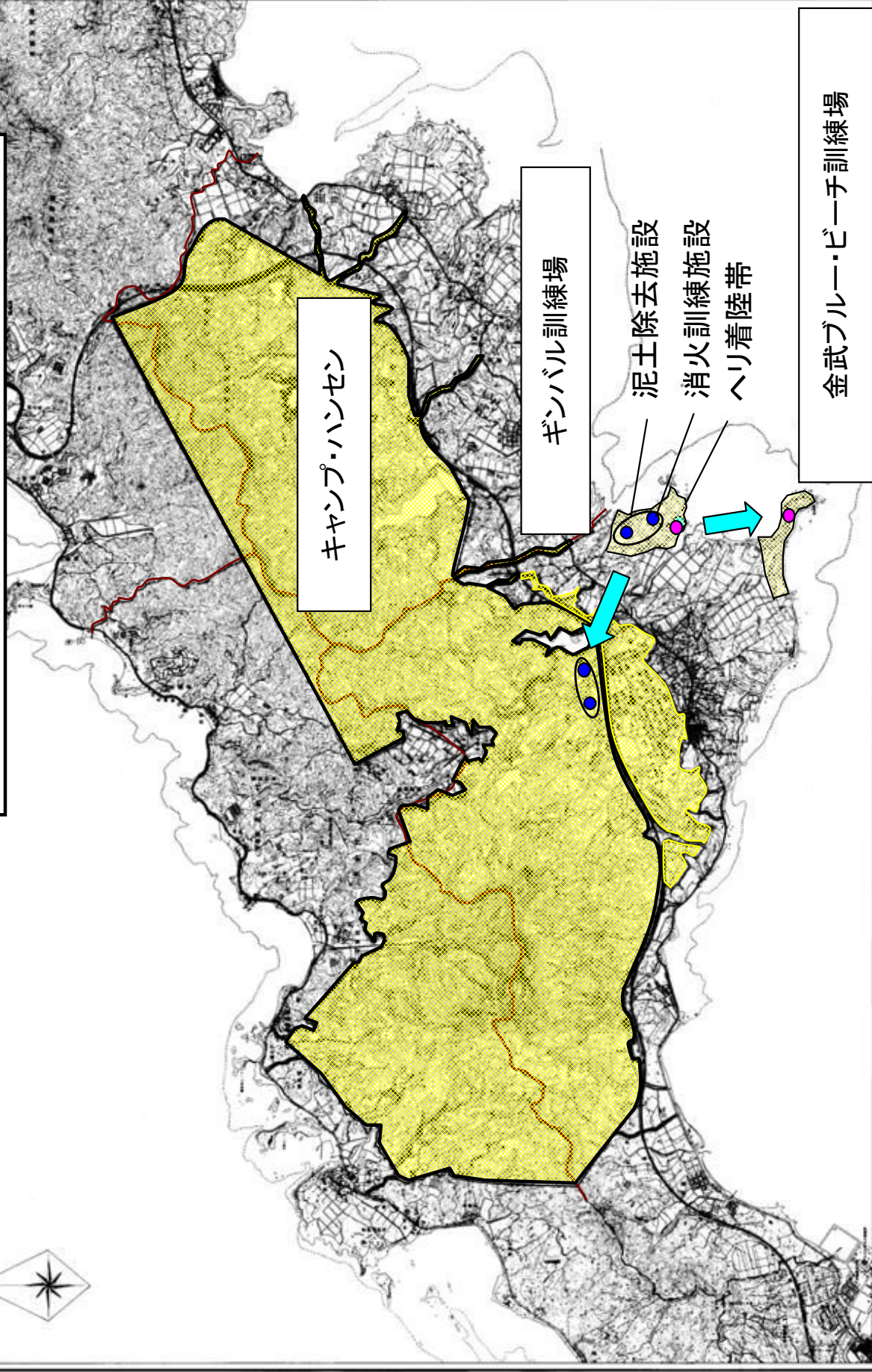
ギンバル訓練場

泥土除去施設

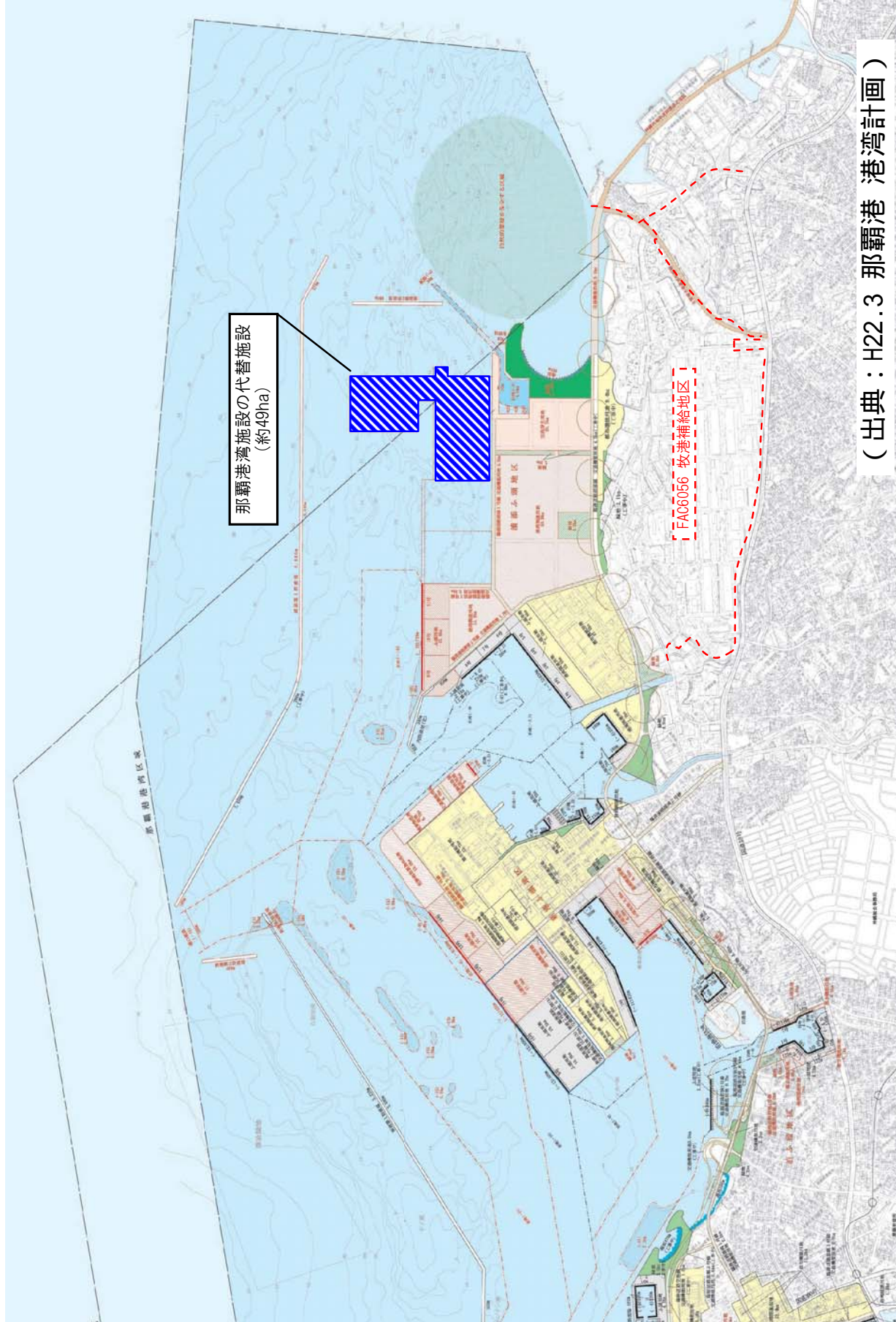
消火訓練施設

ヘリ着陸帯

金武ブルー・ビーチ訓練場



那覇港湾施設代替施設の検討図



(出典 : H22.3 那覇港 港湾計画)

凡 例	
	航路・泊地 (既設) (既定計画)
	防波堤 (既設) (既定計画)
	公共岸壁 (既設) (既定計画)
	公共物揚場 (既設) (既定計画)
	船揚場 (既設) (既定計画)
	耐震強化岸壁 (既設) (既定計画)
	専用ドクフィン (既設)
	小型さん橋 (計画)
	撤去
	橋 仮 (計画)
	ふ頭用地 (既設) (既定計画)
	緑 地 (既設) (既定計画)
	交通機能用地 (既設) (既定計画)
	その他道路 (計画)
	道 路 (将来構想)
	その他用地 (既設) (既定計画)
	自然的環境を保全する区域
	利用形態の見直しを検討が必要なる区域
	開発空間の確保 (将来構想)
	効率的な運営を特に促進する区域
	那覇港港湾施設代替地(仮称)

FAC0064
那覇港湾施設